

物品等売買契約約款

- 第 1 条 (総 則) 注文者小林工業株式会社 (以下「甲」という) と引受者 (以下「乙」という) とは、互いに協力し、信義を守り、この物品等売買契約 (以下「この契約」という) を誠実に履行する。
- 第 2 条 (納 入) 乙は、注文書・注文請書記載の条件並びにこの約款に基づいた物品等 (以下単に「物品」という) を納入する。
(2) 物品の納期遅延、欠陥、数量不足等により甲の工事に支障が生じると認められたときは、甲はその受領を拒むことができる。
- 第 3 条 (秘密の保持) 乙は、この契約の履行により知り得た発注者および甲の業務上の秘密、工法、その他技術的知識・情報等の一切をこの契約履行後であっても、他に漏すことはしない。乙は、その被用者、下請業者及びその被用者にもこれを遵守させる。
- 第 4 条 (特許権等) 物品の製作・設置 (据付) 等が第三者の特許権その他の権利の対象となっているときは、乙はその使用につき一切の責を負う。乙は、この契約の履行に際し知り得た技術的組織等について、甲に無断で工業所有権を申請し、又は第三者に申請させることはできない。
- 第 5 条 (権利義務の譲渡) 甲又は乙は、相手方の書面による承諾なしに、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させることはできない。
- 第 6 条 (品質管理システム) 甲が ISO9000 シリーズの品質管理システムの適用を指定したときは、乙は甲の指示に従い甲に協力する。
- 第 7 条 (物品の検査) 甲及び元請工事における発注者またはその代理人から、物品に関する検査申入れがあったときは、乙は速やかにこれに応じる。
(2) 乙は物品の品質・性能 (検査成績、結果、可否の判定等) に関する記録を保管し、甲は必要の都度、その記録の提出を求めることができる。保管期間については甲が別に定め、乙に通知した期間とする。
(3) 乙は、甲及び元請工事における発注者又はその代理人から、物品の品質管理方法についての指示若しくは情報提供の申入れ等があったときは、速やかに応じる。
(4) 甲の納入時の検査の結果、物品の数量不足又は品質不良が求められたとき、若しくは注文書・注文請書記載の条件に適合しないときは、乙は甲の指示に従い、指定期間内にその補充若しくは代品と取替え、且つ、不合格品を遅延なく引取る。これに要した費用は全額乙が負担する。
- 第 8 条 (表示、使用方法の説明) 乙は、甲に対し、物品の特性・使用方法・安全性等につき、必要に応じて表示を行う等、適切な方法により充分な説明を行うものとする。
- 第 9 条 (所有権の移転) 物品の所有権は、甲の検査に合格し、納入の都度甲に移転する。
- 第 10 条 (危険負担) 不可抗力その他原因のいかんを問わず、納入前に生じた物品の損害はすべて乙の負担とする。
- 第 11 条 (代金の支払) 甲は、納入された物品の代金を乙からの請求に基づき、甲の指定日に銀行振込の方法若しくは甲の指定場所にて支払う。
- 第 12 条 (相 殺) 甲が乙に対し、立替払等の債権を有するときは、甲は物品の代金の弁済期のいかんにかかわらず、その債権と乙への支払金と対等額で相殺できる。
- 第 13 条 (品質・性能の保証) 乙は、納期後 2 年間に瑕疵担保期間とし、注文書・注文請書記載の条件を具備した品質・性能を保証する。但し、注文書・注文請書に別途定めたときはそれによる。
(2) 前項の瑕疵担保期間中に物品の欠陥若しくはその設置上の不備が生じたときは、乙は速やかに修理又は交換を行うと共に甲が蒙った損害を賠償する。
(3) 第 1 項に定める期間経過後といえども、乙は乙の責に帰すべき重大な瑕疵により甲が蒙った損害を賠償する。
(4) 甲が乙の納入した物品の欠陥に起因又は関連して生じた事故により、甲又は第三者が物品以外の損害を蒙ったときは、第 1 項の瑕疵担保期間にかかわらず、乙の責任と負担において事故原因を究明し、その処理解決にあたる。
- 第 14 条 (違 約 金) 乙の責に帰すべき理由により、期日までに物品を納入できないときは、甲は遅延日数一日につき契約代金総額の 0.1% に相当する額の違約金を徴収することができる。
- 第 15 条 (契約解除・変更) 甲は、発注者から請負った工事の設計変更等、必要によってこの契約を解除し、又は変更することができる。これによって乙に損害を及ぼしたときは、乙は甲に対してその補償を求めることができる。
(2) 甲又は乙が次の一つに該当するときは、相手方はこの契約の一部又は全部を解除し、且つこれにより蒙った損害の賠償を請求することができる。
イ. 振出、裏書若しくは保証にかかる手形・小切手について不渡処分を受けたとき
ロ. 他の債務につき仮差押、仮処分、強制執行を受けたとき、若しくは破産、和議開始、会社更生手続開始等の申立てがあったとき
ハ. 監督官庁より営業の取消し・停止等の処分を受けたとき
ニ. この契約の条項に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき
- 第 16 条 (施工図等の承認) 甲の承認を必要とする施工図等を乙が甲に提出したときは、甲はこれに受領印を押して返却するものとする。なお、甲が受領印を押印後、1 週間以内に甲が書面をもって異議の申立てを行わないときは、提出された施工図等は子によって承認されたものとみなして、乙はその施工図に基づいて物品の製作に着手できるものとする。
- 第 17 条 (協議事項) この契約に関し疑義若しくは定めのない事項が生じたときは、必要に応じて甲乙協議して定める。